

農作物損害防止関連情報

農薬中毒の原因

農薬は低毒性になってきたにもかかわらず、農業者の農薬中毒は依然発生をみえています。農薬中毒（障害）の中でもっとも多いのは、急性中毒、次いで皮膚障害です。他に眼障害、鼻咽喉障害、肝障害がみられます。

農薬散布中に起きた中毒の三大原因は、「防備不十分」、「農薬の管理不良」、「本人の不注意」です。いずれも使用者が注意していれば事故を未然に防止できたと考えられ、正しい取り扱いが大切です。

農薬中毒の主な原因

順位	原因	主な内容
1	農薬の管理不良	保管管理の不良や泥酔等による誤飲・誤食によるもの。
2	防備不十分	マスク・メガネ及び服装などの不十分な装備によるもの。
3	本人の不注意	強風中や風下での散布。（農薬の安易な取扱など）

（農林水産省農産園芸局植物防疫課監修 社団法人日本植物防疫協会発行 「農薬概説 2001 年版」より引用・作成）

農薬の事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1. 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不良であったため、老人、子供が誤って飲んだこと。
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒または夜ふかししたこと。
- (3) 病後、睡眠不足時等体調のすぐれない状態または妊娠中に散布作業に従事したこと。
- (4) 農業用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事したこと。
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事したこと。
- (6) 散布者本人の不注意により、散布途中で喫煙したり、散布後農薬が付着した手で食事をしたりしたこと。
- (7) 防除機等の点検不備により、薬液を浴びたこと。
- (8) 定められた使用方法以外の方法による散布等農薬を不適正な方法で使用したこと。

2. 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 農薬の使用にあたっては、容器の表示事項等をよく読んで安全かつ適正に使用すること。
- (2) 安全な場所に鍵をかけて保管するなど保管管理には十分注意すること。
- (3) 農薬は他の容器（清涼飲料水の容器等）に移し替えないこと。
- (4) 作業日前日及び作業後には、飲酒または夜更かしをしないこと。

- (5) 体調のすぐれない人、著しく疲労している人は散布作業に従事しないこと。
- (6) 農薬の調整及び散布を行なうときは、必ずゴム手袋、マスク、保護メガネ等を着用し、服装を整え、農薬の扱いは慎重に行なうこと。
- (7) 農薬散布にあたっては、事前に防除機等の十分な整備点検を行なうこと。
- (8) 風下からの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることの無いよう十分注意すること。
- (9) 農薬を散布するときは、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向きに十分注意すること。また、家畜、蚕、ミツバチ等有用動物の害にならないよう事前に関係者に連絡すること。
- (10) 散布作業は、風の弱い朝夕の涼しい時間を選び、2～3 時間ごとに交代すること。
- (11) 農薬の散布によって、めまい、頭痛、気分が少しでも悪くなった人は、医師の診断を受けること。
- (12) 作業後は、手足はもちろん、全身を石鹸でよく洗うとともに、目を水洗し、衣服を取り替えること。
- (13) 使用残りの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理にあたっては関係法令を遵守して適正に行なうこと。
- (14) 使用残りの薬液が生じないように調整を行なうとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は河川に流さず、散布むらの調整等に使用すること。
- (15) 農薬の空容器、空袋等の処理は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行なうこと。
- (16) 農薬残留に関する農薬安全基準等において定められた使用時期及び方法その他の事項を遵守し、安全な農作物の出荷に万全を期すこと。
- (17) クロルピクリン等土壌燻蒸剤の取扱については、表示された使用上の注意事項を遵守し、安全かつ適正な使用の徹底を図る。また、薬剤が揮発し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分に注意し、被覆を完全に行なうこと。
- (18) 水質汚濁の防止に関する安全使用基準、水産動物の被害の防止に関する安全使用基準及びモリネートを含む除草剤の使用規制要領を遵守し、養魚池、河川、水道水源等の汚染防止等環境の保全に万全を期すこと。